

## 海外ビジネス情報



上海

## マネーローンダリング防止政策について

北陸銀行 国際部  
上海駐在員事務所  
陳 潔

## 1. はじめに

2026年2月16日より、中国において「マネーローンダリング特別予防措置管理弁法」が施行されました。本規定は、中国人民銀行をはじめ8つの政府部門が共同策定し、マネーローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器拡散資金供与の防止を目的としています。より安全で信頼できる金融システム整備のために制定された新規定についてご説明します。

## 2. 政策の実施背景

「マネーローンダリング特別予防措置管理弁法」は以下のような背景から制定されることになりました。これにより、国際的な評価基準に則った厳格な管理体制が構築されます。

## ①国際社会との協調

中国は、FATF（金融活動作業部会）のメンバーとして国際的なマネーローンダリングの基準を守る必要があり、もし基準を満たさなければ「グレーリスト」に登録され、国の金融信用に悪影響が出ます。国際的な犯罪やテロ資金の流れが増えているため、法律を整備し、国際的な協力連携を図ることが大変重要になっています。

## ②国内の新たな金融リスクへの対応

近年、第三者決済や仮想通貨など新しい金融サービスが発展し、マネーローンダリングの手口が複雑化しており、従来の監督方法では対応しきれないため、より厳しい監視体制が必要になりました。また、反腐敗や犯罪組織の資金の監視を強化し、不正資金の流通ルートを遮断する必要も出てきました。

## ③法律体系の整備

従来の「アンチマネーローンダリング法」（2007年）は原則性が強かったため、金融機関が自らリスク管理できるよう、実際の運用における細かいルールや手順を明確にすることが必要になりました。

## ④実際の事件からの教訓

最近摘発された国境を越えた賭博や詐欺事件では、マネーローンダリングの手口が巧妙に隠されていたことが明らかになり、より厳格な予防策を導入する必要性が高まりました。

### 3. 弁法がもたらす影響

#### (1) 金融機関・特定業種への影響

コンプライアンス強化	銀行や支払機関などは、顧客識別、取引時確認、報告体制の強化が求められます。
技術投資の増加	ビッグデータやAIなどの先端技術を活用し、不審取引の識別・監視が必要となります。
罰則の強化	違反した機関に対しては、罰金や業務停止など厳しい措置が課される可能性があります。

#### (2) 企業・個人ユーザーへの影響

取引の透明化	多額の現金取引やクロスボーダー送金は、より厳格な審査の対象となり、プライバシーと監督のバランスが課題となります。
非金融業界への規制拡大	不動産業など非金融業界にもマネーロンダリング義務が課される可能性があります。

#### (3) 監督管理システムの強化

部門間の協調	中央銀行や公安、税関など関係部門間のデータ共有や協力により、監督ネットワークが強化されます。
国際協力の強化	国際的な情報交換や協力も一層推進されます。

### 4. おわりに

マネーロンダリング防止政策の強化は、金融機関や企業、個人にとって新たな責任と課題をもたらしますが、同時に中国の金融市場の信頼性向上や国際的な評価の確立にも大きく寄与するものです。今後は、より厳格な管理や監視体制の整備が求められる一方で、技術投資やコンプライアンスコストの増加といった現実的な負担も無視できません。しかし、これらの取り組みは、健全で透明性の高い金融環境を築き、違法資金の流入を防ぐために不可欠です。今後の制度変更や実務対応につきましても、最新情報をご確認ください。

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局  
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F  
(株)人材情報センター内  
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565  
E-mail: info@chojo-hokugin.jp